

快適な
住まいづくりを
バックアップ
します!

リフォームを応援!

賃貸住宅

リフォームローン



無担保

取扱期間

令和7年10月1日(水)～

令和8年3月31日(火)

もっと入居率を
上げて、効率的な
資産運用を
したいなあ



ご入居する
方のために、
新しくキレイに
したいなあ

変動
金利

(保証料 別途)

年2回
見直し

年

1.50%

■ご返済モデル プラン(金利 年1.50%の場合)

○ご返済金額

	3年	5年	10年	15年
100万円	28,424円	17,309円	8,979円	6,207円
500万円	142,124円	86,549円	44,895円	31,037円
1,000万円	284,248円	173,098円	89,791円	62,074円

※上記の金額は、ご返済金額のシミュレーションとなりますので、
予めご了承ください。

※保証料が別途必要となります。

(令和7年10月1日現在)

※上記の金利は、金融情勢等の変化により、見直しさせていただく場合があります。

※詳しくは、裏面をご覧ください。

詳しくは、お近くの店舗窓口、またはホームページをご覧ください。

 JA東京みなみ

ホームページ <https://www.ja-tm.or.jp/>

JA東京みなみ

検索



日野支店 ☎ (042) 583-2111
七生支店 ☎ (042) 591-2011
多摩支店 ☎ (042) 375-8211
稲城支店 ☎ (042) 377-6002

賃貸住宅リフォームローン - 商品概要 -

(令和7年10月1日現在)

商 品 名	賃貸住宅リフォームローン																				
ご 利 用 い た だ け る 方	○当ＪＡの組合員（個人）の方。 ○リフォームする賃貸住宅（店舗併用賃貸住宅を含む）の土地および建物を所有している方（ご家族名義を含む）。 ○お借入時の年齢が満20歳以上の方。 ただし、事業承継人（法定相続人）がいる方。 ○十分な経営能力を有している方。																				
資 金 使 途	○賃貸住宅（店舗併用賃貸住宅を含む）のリフォームに要するご資金。																				
借 入 金 額	○10万円以上2,500万円以内（1万円単位）とし、所要金額の範囲内とします。																				
借 入 期 間	○1年以上20年以内とします。																				
借 入 利 率	○変動金利型 ※利率については、当ＪＡの店舗窓口までお問い合わせください。																				
返 済 方 法	○元利均等返済もしくは元金均等返済のいずれかをご選択いただけます。																				
担 保	○不要です。 ※ただし、リフォームする融資対象物件ならびに敷地に抵当権が設定されている場合は、当ＪＡの抵当権のみであり、かつ所有権を阻害する登記がないこと。																				
保 証 人	○当ＪＡが指定する保証機関（東京都農業信用基金協会）の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。																				
保 証 料	○一括前払方式 ご融資時に一括して保証料をお支払いいただきます。 【お借入利率 年1.50%、お借入額 100万円あたりの一括支払保証料(例)】 <table><tr><td>お借入期間</td><td>1年</td><td>3年</td><td>5年</td><td>7年</td><td>10年</td></tr><tr><td>保 証 料</td><td>19,749円</td><td>32,292円</td><td>44,620円</td><td>62,719円</td><td>91,885円</td></tr></table> 保証料は年0.60%～年1.30%です（上記保証年1.30%の場合）。					お借入期間	1年	3年	5年	7年	10年	保 証 料	19,749円	32,292円	44,620円	62,719円	91,885円				
お借入期間	1年	3年	5年	7年	10年																
保 証 料	19,749円	32,292円	44,620円	62,719円	91,885円																
手 数 料	○新規事務取扱手数料・・・・・・ 5,500円（消費税等含む） ○ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合は、次の事務手数料が必要です。 ①全額繰上返済の場合・・・・・・ 5,500円（消費税等含む） ②一部繰上返済の場合・・・・・・ 5,500円（消費税等含む） ○ご返済期間終了までの間において、ご返済条件を変更される場合は、条件変更手数料として、5,500円（消費税等含む）が必要です。																				
苦 情 処 理 措 置 お よ び 紛 争 解 決 措 置 の 内 容	○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当ＪＡ各本支店にお申し出ください。 ・本店 金融共済部（電話：042-594-1011） ・日野支店（電話：042-583-2111） ・七生支店（電話：042-591-2011） ・多摩支店（電話：042-375-8211） ・稲城支店（電話：042-377-6002） 当ＪＡでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、ＪＡバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。 <table><tr><th>名 称</th><th>電話番号</th><th>受付日</th><th>受付時間</th></tr><tr><td>東京弁護士会 紛争解決センター</td><td>03-3581-0031</td><td>月～金 (祝日、年末年始を除く)</td><td>9:30～12:00 13:00～15:00</td></tr><tr><td>第一東京弁護士会 仲裁センター</td><td>03-3595-8588</td><td>月～金 (祝日、年末年始を除く)</td><td>10:00～12:00 13:00～16:00</td></tr><tr><td>第二東京弁護士会 仲裁センター</td><td>03-3581-2249</td><td>月～金 (祝日、年末年始を除く)</td><td>9:30～12:00 13:00～17:00</td></tr></table> 東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という。）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記ＪＡバンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせください。					名 称	電話番号	受付日	受付時間	東京弁護士会 紛争解決センター	03-3581-0031	月～金 (祝日、年末年始を除く)	9:30～12:00 13:00～15:00	第一東京弁護士会 仲裁センター	03-3595-8588	月～金 (祝日、年末年始を除く)	10:00～12:00 13:00～16:00	第二東京弁護士会 仲裁センター	03-3581-2249	月～金 (祝日、年末年始を除く)	9:30～12:00 13:00～17:00
名 称	電話番号	受付日	受付時間																		
東京弁護士会 紛争解決センター	03-3581-0031	月～金 (祝日、年末年始を除く)	9:30～12:00 13:00～15:00																		
第一東京弁護士会 仲裁センター	03-3595-8588	月～金 (祝日、年末年始を除く)	10:00～12:00 13:00～16:00																		
第二東京弁護士会 仲裁センター	03-3581-2249	月～金 (祝日、年末年始を除く)	9:30～12:00 13:00～17:00																		
そ の 他	○お申込みに際しては、当ＪＡおよび当ＪＡが指定する保証機関において、所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、予めご了承ください。 ○印紙税が別途必要となります。 ○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当ＪＡの店舗窓口までお問い合わせください。																				